七　当該特定供給者が、指定電気事業者（年間三十日を超えて出力の抑制を行わなければ経済産業大臣が指定する種類の再生可能エネルギー発電設備により発電された電気を追加的に受け入れることができなくなることが見込まれる電気事業者として経済産業大臣が指定する電気事業者をいう。以下同じ。）が年間三十日を超えて出力の抑制を行わなければ追加的に当該再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を受け入れることができなくなった後に、当該指定電気事業者と法第五条第一項に規定する接続を行おうとする場合にあっては、当該認定発電設備の出力の抑制に関し次に掲げる事項を当該接続に係る契約の内容とすることに同意しないこと。

イ　当該指定電気事業者が回避措置を講じたとしてもなお当該指定電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合において、当該特定供給者は、当該指定電気事業者の指示に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われ、かつ、自ら用いる太陽光発電設備及び風力発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである場合に限る。）。

ロ　当該特定供給者が、イに規定する出力の抑制により生じた損害の補償を求めないこと（当該指定電気事業者が当該特定供給者に書面により、当該指示を行う前に当該回避措置を講じたこと、当該回避措置を講じてもなお当該指定電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）。

ハ　当該特定供給者が、イに規定する出力の抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

八　当該特定供給者が、指定電気事業者に対して法第五条第一項の規定による接続の請求を行った場合において、当該指定電気事業者から当該接続に係る契約の締結後相当の期間内に当該認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給を開始することができることを示すことを求められたにもかかわらず、これを示すことができないこと。

第六条に次の三項を加える。

2　接続請求電気事業者は、前項第三号イ及び第七号イに規定する認定発電設備の出力の抑制の指示を行おうとする場合には、あらかじめその方法を公表しなければならない。

3　接続請求電気事業者は、第一項第三号イ及び第七号イに規定する認定発電設備の出力の抑制が行われたときには、当該出力の抑制が行われた日の属する月の翌月に、当該出力の抑制が行われた日及び時間帯並びにその時間帯ごとに抑制の指示を行った出力の合計を公表しなければならない。

4　指定電気事業者は、法第五条第一項による接続の請求をしようとし、又は請求をした者から求めがあった場合には、第一項第七号イに規定する出力の抑制に関し、その日数及び時間帯の見通し並びにその根拠についての情報及び資料を当該者に対し提供しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第七号

天皇皇后両陛下は、七月二十二日から同月二十六日まで福島県へ、引き続き、那須御用邸へ行幸啓になる。

平成二十五年七月十二日

宮内庁長官　風岡　典之

○法務省告示第二百五十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月十二日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社東洋技建	愛知県岡崎市中島町字川田二十五番地一	型枠施工

○外務省告示第二百四十二号

平成二十五年六月二十六日にバンコクで、タイ王国国民に対する期間限定査証免除措置に関する口上書が、タイ王国政府に対し発出された。よって、同口上書にいう措置は、平成二十五年七月一日から平成二十八年六月三十日までの間（同日を含む。）実施される。

平成二十五年七月十二日

外務大臣　岸田　文雄

（在タイ日本国大使館からタイ王国外務省あての口上書）

（訳文）

No.48／25

口上書

在タイ王国日本国大使館は、タイ王国外務省に敬意を表するとともに、日本国政府が、日本国とタイ王国との間の旅行並びに文化及び通称に関する関係を促進するため、日本国に入国することを希望するタイ王国国民に対する査証の免除に関し、二千十三年七月一日から二千十六年六月三十日まで（同日を含む。）次の措置をとることを同省に通報する光栄を有する。

1　有効なタイ王国一般旅券を所持するタイ王国国民であって、継続して十五日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望するものは、査証を取得することなく、日本国の領域に入国することができる。

2　1に基づく査証の要件の免除措置は、IC旅券（生体情報として顔画像が電磁的に記録されたICチップを搭載した旅券）ではない有効なタイ王国一般旅券を所持するタイ王国国民には適用されない。

3　IC旅券ではない有効なタイ王国一般旅券を所持するタイ王国国民は、事前に査証を取得しなければならない。

4　IC旅券ではない有効なタイ王国一般旅券を所持するタイ王国国民が、査証を所持せずに入国する場合は、入国が拒否される。

5　1に基づく査証の要件の免除は、タイ王国国民であって、就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国の領域に入国することを希望するものについては、適用しない。

6　日本国に入国することを希望するタイ王国国民は、日本国の法令に服さなければならない。

7　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにタイ王国政府に通告する。

8　日本国政府は、日本国の利益を害するおそれがあると認めるタイ王国国民に対し、日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

9　日本国政府は、前記の諸措置を終了する場合には、タイ王国政府に対し書面による二箇月の予告を事前に与える。

在タイ王国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてタイ王国外務省に向かって敬意を表する。

二千十三年六月二十六日にバンコクで

○農林水産省告示第二千百九十五号

競馬法施行令（昭和二十三年政令第二百四十二号）第十七条第一項の規定に基づき地方競馬を開催することができる競馬場として指定した福山競馬場については、同条第二項第一号の規定によりその指定を取り消し、昭和二十九年十二月十六日農林省告示第八百三十二号（地方競馬を開催することができる競馬場を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月十二日

農林水産大臣　林　芳正

福山競馬場の項を削る。

○農林水産省告示第二千百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡高森町大字津留字鹿子原一七一二

二　指定の目的　水源の涵養（かん）